

建設工事功労賞取扱規程

(趣 旨)

第1条 この取扱規程は、工事成績優秀表彰実施要領第4条（建設工事功労賞）に基づき、建設工事功労賞の表彰について必要な事項を定めるもの。

(目 的)

第2条 継続して良好な工事の施工に努め、本市の良質な社会資本の構築に貢献した企業に対して表彰を行うもの。

(基 準)

第3条 表彰の対象となるものは、次の各号に掲げる基準をいずれも満たしている企業とする。なお対象期間の全工事成績評定点の平均点により順位を決め、市内企業上位10社を表彰する。

- (1) 対象期間（建設工事有資格者登録期間：2年度）に工事成績評定件数が各年度に1件以上、合計して2件以上あること。（共同企業体工事の評定点は、各構成員の評定点とする。）
- (2) 対象期間の全工事の評定点が75点（良好）以上であること。

(欠 格)

第4条 対象期間に北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱第3条欠格事項のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

(方 法)

第5条 第3条の規定に該当するものとして表彰を受けるものには、対象期間の翌年度に表彰状の授与を行う。

附則

この取扱規程は、平成30年1月1日から施行する。

※(平成27年度、平成28年度の工事成績評定を以って、平成29年度に表彰)